

第5期札幌市子どもの権利委員会 第1回委員会

会 議 録

日 時：平成30年10月19日（金）午後5時30分開会
場 所：大通バスセンタービル1号館 3階 子ども未来局大会議室

1. 開 会

○事務局（辻岡子どもの権利推進課長） それでは、定刻となりましたので、ただいまから、札幌市子どもの権利委員会第1回委員会を開催いたします。

私は、札幌市子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課長の辻岡と申します。

本日は、初回のため、委員長が決定するまでの間、事務局で進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

このたびは、当初、9月10日の開催を予定していたところでございますけれども、さきの地震の影響によりまして、延期をさせていただきまして、本日の開催となりました。皆様には、それぞれご多用のところ、たびたびの日程調整に対してご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

本日は、委員としてご就任予定のA様から遅れて出席されるという旨のご連絡をいただいております。

2. 委嘱状交付

○事務局（辻岡子どもの権利推進課長） それでは、議事に先立ちまして、委嘱状の交付を行いたいと思います。

なお、委嘱状につきましては、本来、皆様お1人ずつにお渡しさせていただくところでございますけれども、この後の審議の時間もございますので、皆様の机の上に配付させていただきました。

恐れ入りますが、お名前だけご紹介させていただきます。

B様です。

C様です。

D様です。

E様です。

加藤 信行 様です。

F様です。

G様です。

H様です。

I様です。

J様です。

辻 尚樹 様です。

K様です。

L様です。

A様は、遅参という形になります。

3. 子ども育成部長挨拶

○事務局（辻岡子どもの権利推進課長） それでは、続きまして、有塚子ども育成部長からご挨拶を申し上げます。

○有塚子ども育成部長 皆様、こんばんは。

子ども未来局子ども育成部長の有塚でございます。

開会に当たりまして、一言、ご挨拶させていただきます。

まず、このたびは、北海道胆振東部地震の発生に伴いまして、子どもの権利委員会につきましても、延期させていただいたところでございます。

改めまして、ご被害に遭われた方につきましては、お見舞い申し上げたいと思います。

本日は、第5期目の第1回の委員会ということで、まずは、大変お忙しい中、委員にご就任をいただきまして、ありがとうございます。

また、本日、ご出席をいただきまして、改めて厚くお礼を申し上げたいと思います。

この子どもの権利委員会でございますけれども、4期にわたって行ってまいりました。これまでも、委員の皆様方には、札幌市の子どもの権利に関する計画や施策の検討に当たりまして、貴重なご意見をいただいたところでございます。そういった意味で、子どもの権利の推進に多大な貢献をいただいております。

今期につきましては、平成27年度から平成31年度を計画期間といたします第2次子どもの権利に関する推進計画に基づきます施策の検証のほか、元号は変わってしまいますけれども、再来年度、2020年度からの次期計画の策定に向けまして、広くご意見をいただきたいと思っております。

今年は、札幌市子どもの権利条例の施行から10年目という節目の時期に当たります。一方で、皆さん新聞等でご覧になったと思っておりますけれども、いじめや虐待、子どもの貧困、子どもをめぐるさまざまな課題に対して早急な対応も求められていると考えております。

こうした状況のもと、札幌市といたしましては、権利条例の理念のさらなる普及、子どもの権利保障の推進に一層努めていきたいと考えております。

本日、この委員としてお集まりいただきました各分野の専門家の皆様、また、公募委員の皆様、そして、子どもを代表する高校生委員の皆様、日ごろからそれぞれの立場で子どもについて、子どもの目線でいろいろなことを考えたり感じていらっしゃるかと思います。そうした考えを踏まえまして、今後さまざまなご意見を賜ることをお願いいたしまして、私からのご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

4. 事務局職員の紹介

○事務局（辻岡子どもの権利推進課長） では、続きまして、事務局の職員について紹介させていただきます。

まず、子どもの権利救済機関から、杉浦代表子どもの権利救済委員でございます。

続いて、原子どもの権利救済委員でございます。

続きまして、教育委員会から、檜田学校教育部長でございます。

次に、廣川教育課程担当課長でございます。

子ども未来局からは、先ほどご挨拶を申し上げました有塚子ども育成部長と、私、子どもの権利推進課長の辻岡でございますが、それぞれ子どもの権利救済事務局長と子どもの権利救済事務局次長を兼務しております。どうぞよろしくお願いいたします。

本日出席の職員の紹介は以上でございます。

5. 正副委員長の選任

○事務局（辻岡子どもの権利推進課長） では、続きまして、委員長、副委員長の選出をさせていただきたいと思っております。

委員長、副委員長につきましては、委員の方々の互選により決めることとされておりますので、委員の皆様からご意見があればお願いいたします。

○F委員 委員長につきましては、法学をご専門にされている学識経験者として、第4期の委員も務められました北海学園大学の加藤委員にお願いするのがいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○事務局（辻岡子どもの権利推進課長） ただいま、F委員から委員長に加藤委員というご提案がありました。皆様、いかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（辻岡子どもの権利推進課長） それでは、委員長につきましては、加藤委員にお願いすることとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

続いて、副委員長について、ご意見はございますでしょうか。

○加藤委員 副委員長ですけれども、これまでの慣例から校長会からご参加いただいている委員がなっており、前期は中学校の校長会から副委員長をしていただいたので、次は小学校の校長会の辻委員にぜひとも副委員長をお願いしたいと思います。

○事務局（辻岡子どもの権利推進課長） ただいま、加藤委員からご提案がありました。皆様、副委員長につきましては、辻委員ということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（辻岡子どもの権利推進課長） 異議なしということですので、大変恐れ入りますが、副委員長につきましては、辻委員にお願いすることとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、加藤委員、辻委員のお二方につきましては、委員長、副委員長の席にお移りいただきまして、それぞれ簡単に一言ずつご挨拶をいただければと思います。

なお、その後の進行につきましては、加藤委員長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

〔委員長、副委員長は所定の席に着く〕

○加藤委員長 委員長に選出していただきまして、どうもありがとうございます。

私は、大学で18歳以上の学生を相手しておりますが、専門は国際法で、ふだんは国際法の教育、研究に当たっています。ですから、皆さんが子どもの現場の専門家であるに対して、私が一番子どもと接する機会も少ないし、子どもの現場を一番よくわからないかと思えます。

そういうことで、全く適任ではないですし、教えていただくことばかりですので、ご指導のほどをよろしく願いしたいと思えます。

○辻副委員長 札幌市小学校長会副会長の手稲宮丘小学校の辻と申します。どうぞよろしく願いいたします。

私たちが勤める小学校におきましては、何といたっても子どもたちが安心して伸び伸びと生活できるということが第一でございます。このことは、裏を返せば、子どもたちが権利を守られて生活することだと私は思っております。ですから、今後、この会に属しまして、札幌市の子どもたちが豊かに生き生きと自己を実現しながら育っていくことができるよう、この会で学ばせていただき、さらに皆様のお役に立ち、ひいては、札幌市の子どもたちのお役に立てるように頑張りたいと思えますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

○加藤委員長 辻副委員長、どうもありがとうございます。

6. 各委員からの挨拶

○加藤委員長 それでは、先ほど事務局からお名前だけご紹介がありましたけれども、初回ということもありますので、お1人ずつ改めて自己紹介をしていただければと思えます。

五十音順に着席されていらっしゃるかと思いますので、順番に一言、ご紹介をお願いします。

○B委員 今回、公募委員で選んでいただきましたBと申します。どうぞよろしく願いします。

私は、これまで、民間の医療機関や行政で児童福祉や児童精神の分野にかかわる仕事をしてきたのですが、現在は福祉のコンサルタントとして、いわゆる支援者の支援を中心に活動しております。

今一番多いのは、生活困窮者自立支援事業という事業の北海道や東北のいくつかの自治体のスーパーバイザーをやらせていただいたり、児童相談所や高校の先生の団体の研修などを担当させていただいております。

私自身も現場に出しておりますので、現場の生の声を届ける係になればと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○C委員 札幌弁護士会から参りました弁護士のCと申します。

現在、札幌弁護士会の子どもの権利委員会の委員長を務めている関係で、ここの委員にご選任いただいたことになろうかと思えます。

弁護士会の委員会では、少年非行の問題、あるいは、児童虐待の問題、いじめ等々学校

にかかわる問題、こういった子どもの権利にかかわる活動、取組をしております。

そのほか、弁護士会の活動そのものではございませんけれども、弁護士が中心となって行き場のないお子さんたちを一晚でも泊める場所ということで、NPO法人を立ち上げて子どもシェルターというものをやっております。

札幌市の子どもの権利のためにということで、微力を尽くさせていただければと考えております。よろしくお願いいたします。

○D委員 このたび、公募で入れていただきましたDです。よろしくお願いいたします。

私は、小学校で学びのサポート、中学校で心のサポートをしております。小学校では、教室をちょろちょろするお子さんたちを見たり、授業についていけないお子さんたちを手助けするボランティアをしています。心のサポートでは、教室に入れない不登校児を別室登校で見いております。

ほかには、白石区で主任児童委員をやっていることで、いろいろなご家庭で、お母さんの心配事を聞いてそれを解決に向けていく、お子さんの心配事を解決に向けていく手助けをしております。

町内では、副会長をやっていることで、子どもみこし、子ども盆踊りを企画運営して進めたりしております。

子どもとかかわっているのですが、知識も何もなくて、自分の4人の子どもの子育てを基礎にしておりますので、いろいろ教えていただきたいことがたくさんあります。よろしくお願いいたします。

○E委員 中学校長会から参りました宮の丘中学校のEと申します。よろしくお願いいたします。

中学校の場合は、緊急ないろいろな課題がございます。不登校や、本人のみならず家庭に起因するようなものもございますので、少年サポートセンターの皆様や児童相談所など関係機関には日ごろから大変お世話になっております。中学校の場合は、子どもたち、保護者とのかかわりが日常的に大変多いかと思っております。

そういう意味では、私自身も日々接してはいますが、当委員会に所属させていただきまして、子どもに関する権利も含めて学びを深め、現場にも返しつつ、子どもや保護者、地域とのかかわりをさらに深めていけるような場になればいいと思っております。よろしくお願いいたします。

○F委員 札幌市PTA協議会副会長のFと申します。

私自身、小学生の子どもを持っておりまして、子どもアシストセンターで配られている名刺サイズの電話番号のものを学校からもらってきて、こうやって心の支えになっていると実感しておりますので、よろしくお願いいたします。

○G委員 啓北商業高校に通っていますGです。

部活は、男子バスケットボール部のマネジャーをやっています。

札幌市の活動では、ジュニアリーダーや子ども会などの活動をしたり、赤い羽根のボラ

ンティアなどをやっています。お願いします。

○H委員 社会福祉法人扶桑苑児童養護施設柏葉荘のHでございます。

今回は、2期目の出席となります。

前回はいろいろな方のお話を聞いて大変勉強させていただきましたので、今回も勉強できたらなと思って参加させていただきます。よろしくお願いいたします。

○I委員 札幌藻岩高校2年のIです。

私は、将来、保育士になりたいくて、今、12月にオランダの保育園に留学させてもらうなどして、子どもとかかわる機会をたくさんつくろうと頑張っています。

今回の委員会を通して、少しでも権利のことを知って、将来に活かしていけたらなと思っています。よろしくお願いいたします。

○J委員 皆さん、どうもこんばんは。

私は、名簿にありますとおり、札幌市民生委員児童委員協議会の中にあります主任児童委員連絡会の幹事をしておりますJと申します。

皆さんご存じのとおり、民生委員制度はもう100年を経過しているということで、日本の中で100年続いている歴史ある制度というのはそんなに多くないのではないかと私は思っております。

家庭と学校と地域という三つのトライアングルをどのようにつないで結びつけていくのかは、子どもの権利を考えていく上でも非常に重要な事項であると思っております。そういった意味で、私たちは、地域の身近な相談相手という立場から地域の中で日々活動していますので、皆さん方と一緒によりよい札幌市の子どもの権利推進をさらに進めていくように努めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○K委員 啓北商業高校のKと申します。

部活動は、硬式テニス部と生徒会執行部を兼部しています。

ほかにも、学校でピア・サポートを学んでいたりと、G委員と一緒にジュニアリーダーで子ども会などにかかわっています。

いろいろと学んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○L委員 公募委員で選ばれましたLと申します。よろしくお願いいたします。

私は、特に皆様が持っている肩書というものは一切持っていないのですが、西区琴似で矯正歯科に勤めていますので、子どもとかかわりというのは少しあるのかなと思いますが、実は権利については、無知で全く知らなかったことがありました。

私の身の回りのことで、子どものトラブルがありまして、子どもの意見を無視しているのではないかとということがあったのです。それで、どうしたらもっと子どもの意見を尊重して取り上げてもらえるのかなというのを探したときに、こちらの委員会の公募に出会いまして、少しでも勉強させていただいたら、自分の意見とか思いを伝えられたらなと思って参加させていただきました。

勉強させていただく側だとは思いますが、よろしくお願いいたします。

○加藤委員長 皆さん、どうもありがとうございます。

7. 事務局説明

○加藤委員長 それでは、自己紹介が済みましたので、今日の議事に先立ちまして、本日の資料の確認と子どもの権利委員会と子どもの権利の取組について、事務局からご説明いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○事務局（辻岡子どもの権利推進課長） それでは、私から説明させていただきます。

まず、本日の資料の確認をさせていただきます。

次第と座席表、委員名簿、その後は資料になりまして、資料1-1、資料1-2、資料2-1、資料2-2、資料2-3、資料2-4、資料2-5、資料2-6までございます。

そのほか、パンフレットがお手元にあるかと思っております。

ただいまの資料は、皆様に事前に送付させていただいております。もし資料がお手元にない方はお知らせ願います。

それでは、まず、議事に入る前段階として、子どもの権利委員会及び子どもの権利の取組についてということで、子どもの権利委員会の設置根拠や役割等、それから、子どもの権利条例や取組の状況について説明いたします。

お時間は少々長くなりますけれども、お許してください。

まず、資料1-1の子どもの権利委員会についてという資料をご覧ください。

この子どもの権利委員会は、子どもの最善の利益を実現するための権利条例、これは子どもの権利条例と言いますけれども、それに基づいて札幌市の附属機関として設置された審議会です。子どもの権利に関する施策の充実や検証のため、ご意見等をいただいております。

役割は、主に三つございます。一つ目は、子どもの権利に関する推進計画について審議すること、二つ目は、子どもの権利に関する調査等の実施について審議すること、三つ目として、子どもの権利の取組状況について審議することが上げられます。

1点目の推進計画については、現在、第2次計画が平成27年度から来年度、31年度で終了しますので、その次の32年度以降の第3次計画の策定に向けて、皆様からご意見をいただくことになっております。

2点目の子どもの権利に関する調査については、ただいま申しあげました第3次計画を検討するための基礎資料とするために、今年度、子どもに関する実態・意識調査としてアンケート調査を実施する予定となっております。その調査項目や結果について、ご意見をいただくこととなります。

3点目の取組状況につきましては、例年5月に前年度の子どもの権利に関する取組状況をまとめました報告について、評価やご意見をいただく形になっております。

続いて、委員構成についてですけれども、委員名簿に記載のとおり、人権や福祉、教育等の分野や学識経験のある方のほか、大人3名、高校生3名の公募委員を含めまして14

名の方々に委員としてご就任をいただいております。

委員の任期は、基本的に2年となっております。

次に、委員会の実施状況についてですけれども、裏面をご覧ください。

まず、開催方法に関しまして、会議は、通常、子ども未来局が入っているバスセンタービルあるいは市役所の本庁舎などで開催しております。

時間は、平日の夕方17時ころから2時間程度としていますけれども、委員の皆様の御都合を事前に確認の上、決定させていただきます。

そのほか、会議は原則として公開で行っておりますので、一般の方や報道機関の方が傍聴に来られることもあります。

ただし、会議の内容が個人情報を含む場合などについては、委員会として決定の上、非公開にすることも可能です。

会議録につきましては、事前確認をいただいた上で、ホームページで公開しております。委員名簿や開催日時のお知らせなども、ホームページに掲載しておりますけれども、会議録に関しては、発言者の氏名については、基本的にA委員、B委員という形で公開しているところです。

過去の開催状況については、その下に記載させていただいております。

これについては以上となります。

続きまして、子どもの権利条例や取組の状況について説明させていただきたいと思えます。

資料1-2の子どもの権利についてというパワーポイントを印刷した資料をご覧ください。

本日は、このほか、パンフレットとして「Kenri Book」という青色の冊子や、三つ折りのリーフレット、「子ども通信」17号、18号という資料も用意しております。あわせてご覧ください。

まず、1枚目の子どもの権利条例につきましては、既にご存じの方も、また、初めての方もいらっしゃると思えます。第5期最初の委員会でもありますので、そもそも子どもの権利についての考え方を含めまして、再確認を兼ねて聞いていただければと思えます。

本日の資料は、札幌市の取組を市民の方々に紹介する出前講座などでも使用している資料となっているので、内容は一般の方に向けたものとなっている点についても、ご了承くださいますようお願いいたします。

1枚目の下の＜子どもの権利条例＞①をご覧ください。

こちらは、子どもの権利条例を制定した背景の説明になります。

平成元年に、国連では、子どもの基本的人権を国際的に保障するものとして子どもの権利条約が採択されました。日本でも平成6年に批准しているほか、現在までにおよそ200の国や地域で批准されています。

この条約を受けまして、札幌市でも子どもの権利条例を平成20年に制定いたしました。

条例では、子どもの権利を保障するための大人の役割や市の取組を定めておりまして、平成21年に条例が施行されてから今年で10年目となりました。

めくっていただきまして、今、条約をもとに条例をつくったと言いましたけれども、条約は世界のさまざまな国々が対象となっていますので、今の日本の状況に当てはまらない部分もあります。そして、条約ではやや難しい言葉遣いもされていますので、条例では子どもにもわかりやすい表現に努めています。

例えば、条約では、「すべての児童が生命に対する固有の権利を有する」となっていますが、条約では、「子どもは、安心して生きることができます。」「(1)命が守られ、平和と安全のもとに暮らすこと」というような平易な表現になっております。

その下にもあるように、「子どもは、自分にかかわることに参加することができます。」とか「子どもは、様々な経験を通して豊かに育つことができます。」というように形で、極力わかりやすく、そして、条例や法律には珍しくです・ます調で表現されていることも、子どもに親しみを持ってもらう工夫の一つとして取り組んでおります。

次に、下に移ります。

子どもの権利がどのようなものかですけれども、子どもという言葉と権利という言葉からできています。まず、ここでいうところの権利というのは、自由に生きること、差別されないこと、健康で文化的な生活を送ることなど、誰もが生まれながらに持っている基本的人権のことで、大人にも、子どもにも一人一人に同じように認められ、尊重されるべきものです。その意味では、大人も子どもも異なるところはありませんが、ここで、権利という言葉にあえて「子どもの」とつけているのは、大人とは少し違う子どもという存在について配慮している点にあります。

次をご覧ください。

子どもがどのような存在かということを考えてみますと、可能性に満ちたかけがえのない存在であるとともに、弱く未熟で大人へと成長発達する存在だと言えます。このことは、子どもの健やかな成長のために、周囲の大人の方が適切な配慮や後押しをしていくことが欠かせません。つまり、子どもの権利というときには、子どもも1人の人間として大人と変わることはない権利の主体ということではありますが、一方で、大人と違う存在として保護の対象でもある、この2点が大事なポイントで、これをバランスよく捉えていくことが大事になってくると思います。

その下に、4コマ漫画があります。これは青色の「Kenri Book」という冊子に載っているものですが、そういう考え方を読みやすいように紹介しているものになります。

「Kenri Book」の2ページ目にある漫画になりますけれども、登場人物の男の子はきりり君と言います。お父さんとお母さんとのやりとりがありまして、お母さんは、何でもやってあげるから自分でしないでいいという一方、お父さんは、一々聞かないで自分でやりなさいと言っているわけです。その方針の違いでけんかしていて、子どもは、ど

うすればいいのというふうに戸惑ってしまいます。保護するか、放任するか、どちらが正しいと一概には言えない難しい問題で、家庭でもよくある光景かもしれません。子どもにできるだけ自分でさせてみながら、大人も一緒に考えていけるようにサポートするというかわり方をしていく必要があるかと思えますけれども、大人の意見の違いなんかも子どもはよく見ていることもあり、そういった目を意識しながら大人は子どもとかかわっていく必要があるのではないかということです。

続いて、ページをめくっていただきまして、条例では子どもの権利を子どもが自分らしく、豊かに成長・発達していく権利としております。この権利は、大きく分けて四つの権利がうたわれております。安心して生きる権利、自分らしく生きる権利、豊かに育つ権利、参加する権利という権利が挙げられております。どれも子ども一人一人の健やかな成長と将来の自立のためには欠かせない権利として、子どもも大人もみんな大切にしていきたいと思います。と条例では呼びかけております。

下の四コマ漫画をご覧ください。

子ども一人一人がこれらの権利を持っていて、それを忘れずに大切にしていかなければいけないということなのですが、一方で、この権利を実際に主張するとすると、その権利がぶつかり合うことになってくる場面が必ずあります。そこで、四コマのほうでは、お父さんとお母さんがそれぞれの権利を主張しているわけですが、大人がそういうふうに言い争っているのを見て、権利ってわがままのことかというふうに子どもが理解してしまうことがないように、やはり権利というものはお互いに尊重し合うものということで、権利がぶつかったときには話し合って調整する、その調整を通して子どもは成長していくこととなります。この権利条例は、権利と権利を尊重し合う、そして、調整し合うということが大きな部分の一つかなと思います。

次をめくってください。

今度は、大人の役割についてです。

大人の役割というものは、子どもの背中をそっと押すようにサポートしていくという考え方が大事になってきます。子どもの思いや考え方を十分に受けとめて、子どもにとって何が最もいいことか、子どもの最善の利益というものを常に考慮して子どもとともに考えて支援することが大人の役割となります。

それから、下の四コマ漫画になりますけれども、「Kenri Book」の11ページに描かれている漫画になります。

きらり君がちょっと失敗したり間違ったりしたら、お母さん、お父さんから、何をやってもだめな子というふうに怒られます。怒られるうちに、どうせ何をやってもだめなのだ、僕って何だろうと自分に全く自信が持たなくなって、いつまでも自立できないままになるかもしれないということが描かれています。そうではなくて、応援しているよと伝えていくことで、ちょっと苦手なこともある自分を受け入れて前向きな気持ちでいろいろなことにチャレンジできるようになるというお話です。子どもは大人以上に間違えたり失敗する

かもしれませんが、そういったときでも子どもの思いや考えを受けとめた上で、大丈夫だよとなぐさめたり、前向きになれるようにアドバイスすることも大人の役割だということがうたわれております。

次をめくってください。

<大人の役割>③ということで、こちらは別の話になりますけれども、きりり君の好きなハンバーグの晩ご飯につけ合わせのニンジンがあつて、きりり君が食べない権利があると主張しています。それに対して、お母さんは、食べないならおやつをあげないというふうにしかっていますが、それだけでは、ただ、お母さんの言うとおりにしないと罰としておやつが出ないというふうになってしまいます。そういったときに、頭ごなしにしかるのではなくて、体にいいものだから少しずつ食べられるようにしようねと子どもの気持ちにも配慮しながら、子どものために言っていくことによって、聞く子どもも自分のために言ってくれることがわかるかもしれません。このような形で、子どものために何が最も必要なかを常に考えながら関わっていくようなことが大人の大切な役割となっております。

次のページの下の方の条例が目指すものに目を移してください。

それでは、権利条例が目指しているものについて説明します。

一つ目は、自立した社会性のある大人への成長です。子どもが自分で考え、判断し、自分の行動に責任をもってほかの人のことも考えることができる大人へと成長するように支援するということです。適切な判断材料や、情報を取捨選択して判断した上で、自分の行動に責任を持つという自立性だけではなくて、ほかの人のことも考えられるような大人へと成長していくために大人が支援していく責務があるということです。

次をめくってください。

二つ目が子どもの視点に立ったまちづくりです。

子どもも市民の一員であつて、子どもにとつても、誰にとつても暮らしやすいまちづくりをしていくためには、子どももまちづくりに参加する必要があります。子どものことは子どもが一番わかっているというだけではなくて、子どもの発想力やアイデアを豊かなまちづくりのためにも活用していくべきものというふうに考えられます。札幌市でも、行政計画を策定する際には、子ども向けのパブリックコメントを実施したり、さまざまな事業に子どもが参加するような取組を進めています。

その下の条例が目指すものの三つ目ですけれども、子どもの権利の侵害からの救済になります。

いじめや虐待といった権利の侵害が起こらないように防止することはもちろん大切なことです。ただ、実際には、残念ながら、苦しい、つらい思いをしている子どももたくさんいることも事実でございます。そのような場合に子どもが1人で抱え込まないで助けてと言えることも大切でありまして、子どもの権利救済機関として子どもアシストセンターを条例の中で規定しまして、条例に基づいて設置している救済機関としてさまざまな子どもの相談にかかわっています。

このアシストセンターに関しましては、先ほどF委員からお話もありましたけれども、カードを毎年市内の小・中・高校生全員に配っているという取組をさせていただいております。

さらに、次をご覧ください。

こちらに、アシストセンターで取り扱った件数が載っております。権利の侵害からの救済ということで、平成29年度は実件数で943件、延べ件数で3,299件となっております。内訳については、後ほど下の表を改めてご覧いただければと思います。

次に、その下に移ります。

権利の侵害からの救済の相談してきた人の内訳でございますが、子どもが45.6%、続いて、母親が46%ということで、子どもと母親で約9割を占めているということです。

隣には、子どもの内訳として、小学生が26.3%、中学生が33.3%、高校生が26.7%という状況となっております。

次をめくってください。

上は省略させていただきまして、下の〈子どもの参加の取組〉①でございます。

子どもの参加に関しては、いろいろな取組をしておりますけれども、大きなものとして札幌市のまちづくりについて意見を表明するものとして子ども議会を開催しております。子ども議員が、市政について、札幌市の議場で意見を提案して、それに対して市長や関係部局の担当者が回答するというので、活発な議論をしているという取組を行っております。

次に移ります。

それから、子どもの参加の取組といたしまして、子どもの提案・意見募集ハガキというものがあります。これについては、子どもの意見をはがきによって市政に提案するというもので、昨年はさぼーとほっと基金と言いまして市民活動を応援する基金の活用や、ラグビーワールドカップをテーマにいたしまして、子どもたちから意見をいただいて、それをお手元にある「子ども通信」という広報紙に載せて配布するとともに、関係部局にも伝えて、できるだけ施策に活かす形で取り組んでいるものでございます。

その下の子どもの参加の取組の三つ目として、他都市の子ども交流事業ということで、北海道内で子どもの権利条例を持っている奈井江町と札幌市、今年については、長野県の松本市でも子どもの権利条例を持っているのですが、他都市との子どもの交流をしまして、いろいろな観点から子どもの意見をまちづくりに活かす取組なども行っているところでございます。

次をおめくりください。

今申し上げた他都市子ども交流については、その後、札幌市の子どもたちに子どもレポーターとして記事の取材と編集を同時にやっていただいて、「子ども通信」に載せて意見を発信する取組をさせていただいたところでもあります。

そのほか、下にございますが、子どもの権利ポスターということで、子どもが安心して

幸せに暮らせるようにということをテーマにした子どもの権利に関するポスター作品を募集しております。11月20日を子どもの権利の日と定めておりますけれども、この前後に作品の展示、表彰式などを行い、カレンダーにして各学校などにも配布しているところです。

次に移ります。

そのほか、子どもの参加の取組として、子どもの権利の普及啓発のために絵本も活用しています。札幌出身の絵本作家が描いている「おぼけのマール」シリーズというものをご存じの方もいらっしゃるかと思いますが、その方に描いていただいた絵本です。札幌の図書館や青少年科学館でおぼけのマールが活躍するというシリーズで、子どもの権利に関する絵本もつくってもらっております。

作成に当たっては、当時の小学校4年生から中学校3年生の子どもたちに集まってもらって、こんなまちだったらいいなということを考えてもらったアイデアに基づいて、その本の最後になるのですけれども、すてきなまちの設計図というものを載せております。いろいろなアイデアが掲載されていて、思わず、あっ、こんなものがあつたらいいなと思うものもたくさんございます。

それがいくつか下にも載っておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

また、絵本も実物を手にとる機会がありましたら、ご覧になっていただければと思います。

次は、子どもの権利の普及啓発のため、小・中学生向けパンフレットを作成しております。小学校4年生と中学校1年生全員に配布しております。作成については、教育委員会と協力してつくっております。改訂版が平成26年11月にできております。授業の中でも活用できるように、ワークシート形式をとっております。考えながら、話し合いながら子どもの権利について学習できるものになっております。

その中には「『安心して生きる権利』とピア・サポート」というページもありまして、子どもたちがお互いのことを考えて学び合う取組をしているところでございます。

一番最後になりますが、子どもに関する実態・意識調査です。これは次の議題で説明いたしますけれども、子どもへのアンケートの中で、自分のことを好きだと思うかということを探ねるとともに、好きだと思う子どもの割合が増えていくことを目指しております。子どもたち自身がありのままの自分でいい、自分を肯定的に捉えることが実感できるまちになることが大切だということを子どもの権利としてうたっています。

長くなりましたが、以上、説明とさせていただきます。

○加藤委員長 子どもの権利委員会について、子どもの権利の内容について、これまでの取組などについて、非常に詳しくご案内をいただきました。ご説明をどうもありがとうございました。

それで、今のご説明についてご質問等を伺いたいと思うのですが、その前にA委員がご到着されましたので、一言、自己紹介をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○A委員 本日は、時間には間に合わなかったのですが、第1回目ということで、ぜひ来なければと思いまして、失礼ながら遅れて参加いたしました。

北翔大学から参りました教育文化学部教育学科のAと申します。

この委員は2期目になりまして、やっこの委員に求められていることが何となくわかってきて、では、今度の活動はどういうふうに考えていこうかと気持ちを新たにしているところです。

研究分野は思春期ですから、小学校よりはちょっと上の年代ですけれども、実際の問題を私も考えていきたいと思っておりますので、皆様のご意見をいろいろお聞きしたいと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

○加藤委員長 A委員、ありがとうございます。

先ほど事務局から資料でご説明のありました権利委員会や子どもの権利、子どもの権利に対する取組について、ご質問等がございましたら、委員の皆様からぜひお出しいただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

○J委員 いくつか、ご質問させていただきたいと思えます。

一つは、子どもの提案・意見募集ハガキというのは、一体どのぐらいの数が戻ってきているのか、回答があるのか、数的なものがわかるのであればお聞きしたいと思えます。

もう一つは、条例が目指すものというところで、権利侵害からの救済の相談をしてきた人の内訳の中で、父親が3.1%と非常に少ない割合になっています。今日はPTAの副会長も来られていますが、このあたりをどのように捉えているのかをお聞きしたいと思えます。よろしくお願いいたします。

○事務局（辻岡子どもの権利推進課長） まず、意見募集ハガキの回答数ですけれども、平成29年度の実績は、人数としては458名から回答をいただいております、意見の件数については1,553件となっております。

続いて、救済機関に相談してきた人の内訳における父親の数値をどう捉えているかでございますが、子どもとの関わりについては、件数的には母親と比べるとどうしても低くなってしまふのかなというところはあります。ただ、件数は少ないけれども、子どもに対する思いに関して言うと、一生懸命さや、かなり強い思いをお持ちになっていると日ごろ業務をしている中で感じております。

○加藤委員長 J委員、これについて、さらに何かご質問やご意見がございましたらどうぞ。

○J委員 いえ、ございません。

○加藤委員長 それでは、ほかに疑問な点等がございましたら、積極的にお出しただければと思えます。

○F委員 権利の侵害からの救済の相談をしてきた人の内訳ですが、子ども本人の内訳で、小学生、中学生、高校生となっておりますが、これの男女の比率はとっていますか。

○事務局（辻岡子どもの権利推進課長） この内訳ごとの男女の比率はとっていませんが、

全体の男女の比率はございます。ただ、申し訳ございませんが、今すぐお出しすることができませんので、今後、ご提示できるようにしていきたいと思っております。

○F委員 小学生、中学生からはこういった相談が来ているのか、それから、男女では悩みが違うと思っております。子どもからの相談を見たら、友人関係が24.1%ですが、こちらでも男女では分かれると思うので気になりました。

○事務局（辻岡子どもの権利推進課長） 申し訳ございませんが、性別ごとの相談内訳まではすぐには出せない状況です。

ただ、子どもアシストセンターの活動状況報告書で、男女の分けはないですけれども、それぞれの相談内容の内訳を記載させていただいております。

○加藤委員長 男女比がわかれば、また、実態が明確になりますね。

F委員、これに対して何かご意見等はございますか。

○F委員 大丈夫です。

○加藤委員長 それでは、ほかの皆さんからも積極的に今の事務局からのご報告に対して質疑応答をぜひお願いしたいと思っております。

○L委員 初歩的なことなのかもしれませんが、小・中学生向けパンフレットを配布しているということですが、小学校4年生という基準はどこから出てきたのでしょうか。

○事務局（辻岡子どもの権利推進課長） 学校で権利に関する学習が始まるおおよその時期にあわせております。

○L委員 例えば、これから小学校1年生は作文を習ってくるので、意見も言えてくるのではないかと個人的には思うのですが、これからも4年生からということでしょうか。

○事務局（辻岡子どもの権利推進課長） 今のところ、現状のままで行っていくことになると思っております。

○加藤委員長 学校教育の内容に対応させて4年生からということだそうです。

ご意見等がありましたらどうぞ。

○L委員 未就学児の方も、救済ということで、アシストセンターの割合に出てきています。さすがに未就学児に説明するのは難しいのかなと思うのですが、小学校1年生や2年生は説明したら十分理解できるレベルかなと個人的には思ったのです。

ただ、裁判などの勉強をさせていただいたのですが、意見が通るのは10歳からと出てきているので、小学校4年生からなのかなと思いました。

○事務局（辻岡子どもの権利推進課長） 教育関係になると教育委員会の方針等もありますので、変える、変えないという話について、すぐこうしますという話にはなっていないところがございます。

○L委員 それでは、これから先を見据えて、今後、小学校低学年にもこういうパンフレットをつくって権利のことを説明する機会ができるかもしれないと考えても問題ないですか。

○事務局（辻岡子どもの権利推進課長） 今すぐ実現することは難しいかもしれませんが、検討の余地はあると思いますので、今後の取組として考えていきたいと思います。

○L委員 わかりました。

○加藤委員長 ご意見として事務局に承っていただけるかと思います。ただ、現実問題としてすぐそういう方向に行けるかどうかはわからないということでした。

ほかにどうぞ。

○J委員 今の小学校4年生の基準ですが、パンフレットの中にピア・サポートが入っています。例えば、上級生が下級生に権利というのはこういうものだよと何げなく教えたり、お互い学び合うという互助組織を教育活動の中で進めていく中で補っていくことが一番望ましいのではないかと私は思います。

意見として述べておきます。

○事務局（辻岡子どもの権利推進課長） ありがとうございます。

○加藤委員長 貴重なご意見だと思います。ありがとうございました。

高校生の皆さんから、ご質問あるいは言いたいことは何かありませんか。

○I委員 子どもの権利の教育やパンフレットを全員に配るのが小学生と中学生だけだというのを今日初めて知ったのですけれども、子どもというのは18歳までで高校生も入るといっても、同じように今日初めて知りました。高校生向けの子どもの権利の教育を高校では余りできていないので、札幌市が高校生に向けてやるようなものが何かないかなと思いました。

質問させていただきます。

○事務局（辻岡子どもの権利推進課長） 教育委員会、その辺についてどうでしょうか。

○事務局（檜田学校教育部長） 教育委員会の檜田と申します。

高校生に対してですけれども、札幌市の施策として子どもの権利を子どもたちに広く満遍なく行き渡らせるというのは非常に重要なことであります。

ただ、札幌市教育委員会が所管している高校等は、藻岩高校や啓北商業高校を含めて8つしかないのです。市内に高校は、道立高校、私立高校を含めると50以上の学校があります。それでは、札幌市の子どもの権利のパンフレットを道の学校に配るのかというと、これまた道立の学校では北海道のいろいろな施策を打っている関係があります。ですから、札幌の子どもたちの権利については、今、辻岡課長からありましたが、子ども議会などの活動を通して札幌市の小・中学校の段階で広く知っていただくことに力を入れております。

○加藤委員長 I委員、いかがですか。

○I委員 大丈夫です。ありがとうございます。

○加藤委員長 ほかにいかがですか。

（「なし」と発言する者あり）

○加藤委員長 それでは、今後、読み返されて、ご不明な点その他ございましたら、事務局にお問い合わせいただきたいと思います。

8. 議 事

○加藤委員長 それでは、次に、議題に入りたいと思います。

本日の議題は、平成30年度子どもに関する実態・意識調査について、一つだけです。

これについても、まずは事務局からご説明いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○事務局（辻岡子どもの権利推進課長） それでは、説明させていただきます。

この議題の位置づけといたしまして、先ほど申し上げた子どもの権利委員会の役割の2点目の子どもの権利に関する調査等の実施に関連して、子どもの権利に関する現状の把握、今後の施策検討に向けて、より有意義な調査内容となるように意見をいただくものになります。

それでは、資料2-1から説明させていただきます。

まず、調査の目的は、先ほども申し上げましたけれども、現在、第2次子どもの権利に関する推進計画を策定しております。これが平成27年度から来年度の平成31年度までの5か年の計画となっており、31年度には32年度以降の第3次計画の検討が必要となります。その第3次計画のため、子どもに関する意識や状況を把握するという目的がございます。

1回目、2回目は、平成21年度と平成25年度に実施しているわけですがけれども、第3回目を行うに当たっては、調査項目について、この10年の経年変化も想定しているところです。

調査方法につきましては、対象が大人19歳以上5,000人、子ども10歳から12歳、13歳から18歳までの5,000人を無作為抽出で選びまして、合計1万人に対して実施する調査になります。

実施時期は、お手元の資料には平成30年11月から12月と書いておりますけれども、現在の予定としては、12月から1月にかけて配布、回収を行って、集計作業を進めまして、年度末の平成31年3月に調査結果を取りまとめ、報告させていただく予定になっています。

こちらのアンケート調査につきましては、調査項目の検討に先立ちまして、計画の概要について説明させていただきたいと思います。

一旦、資料2-2の第2次子どもの権利に関する推進計画についてという参考資料をご覧ください。

こちらの計画の位置づけですがけれども、子どもの権利条例の第46条に基づいて、家庭、学校・施設、地域における子どもの権利の保障を進めるための具体的な取組を定めたものとなっております。この第2次計画から新・さっぽろ子ども未来プランの基本目標1の子どもの権利を大切にす環境の充実に位置づけられております。

新・さっぽろ子ども未来プランも、計画期間が平成27年度から平成31年度でござい

まして、次期計画の策定に向けて検討を行っていくことになっております。基本的には、同じような形で次回の権利推進計画も位置づけられていくような形になります。

簡単にご説明いたしますと、基本目標1、子どもの権利を大切にする環境の充実として、第2次子どもの権利に関する推進計画に当たる部分、それから、基本目標2、安心して子どもを生み育てられる環境の充実として、母子保健や保育、子育て支援等に関する部分、また、基本目標3、子どもと若者の成長と自立を支える環境の充実として、幼児・学校教育、学童保育、若者支援等に関する部分、そして、基本目標4、配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実として、社会的養護や障がい、ひとり親家庭支援等に関する部分からこの計画が構成されております。

これらを踏まえまして、次期計画の策定に向けては、新・さっぽろ子ども未来プラン全体を視野に入れながら、子どもの権利に関する推進計画に当たる部分の検討を進めていくということになります。

2の計画の概要ですけれども、子どもの権利に関する推進計画の概要を説明いたします。

子どもの権利を尊重し、安心できる環境の中で、自立性と社会性を育むまちの実現を基本理念としまして、大きく四つの基本目標に基づいて、施策の体系を整理しています。

それらを紹介しますと、一つ目が子どもの権利の普及・啓発、理解の促進に関するもので、広報等による普及・啓発や学校等での理解の促進を進める内容となっております。

二つ目につきましては、子どもの意見表明・参加の促進に関するもので、市政や学校・施設、そして、地域における子どもの意見表明・参加の促進のほか、さまざまな体験活動の充実を進める内容になっているところです。

三つ目が子どもの安心・居場所づくりに関するもので、保護者の啓発、それから、相談支援体制の充実のほか、いじめ・不登校に関する取組、安全で安心な地域づくりを進める内容となっております。

四つ目が権利侵害からの救済に関するもので、救済体制の整備・充実のほか、権利侵害の未然防止に向けた啓発を進める内容となっております。

具体的な取組については、それぞれ括弧内に記載しているとおりでございますけれども、詳細は第2次子どもの権利に関する推進計画書に掲載しているところです。

また、裏面をご覧いただきたいのですが、第2次計画の取組の達成状況をはかる成果指標として、基本的には平成21年度、25年度の実態・意識調査結果から、「自分のことが好きだと思う子どもの割合」や、「子どもが、自然、社会、文化などの体験をしやすい環境であると思う人の割合」、それから、「子どもの権利が守られていると思う人の割合」等を把握して目標の達成度合いをはかった上で、より効果的な取組について検討・実施しているところです。

それから、「いじめなどの不安や悩みを身近な人などに相談する子どもの割合」につきましては、札幌市教育委員会の教育振興基本計画において設定されており、子どもの権利に関する取組の推進に当たっても成果指標として設定しているものになります。

なお、右の平成28年度と29年度と掲載している数値につきましては、21年度、25年度の実態・意識調査の間の状況を把握するため、簡易的に集計している参考数値となっています。

子どもの権利に関する推進計画についての説明は以上となります。

今後の第3次計画の策定に向けて、今回の実態・意識調査の結果、現在の第2次計画の体系を踏まえまして検討を進めていくこととなりますので、具体的な調査項目の検討に当たりましたも、ご留意いただければと思います。

○加藤委員長 それでは、今のご案内に対して意見交換を始めたいと思います。質問でも結構ですから、どうぞご自由をお願いします。

○J委員 いくつか、質問したいと思います。

一つは、次の計画のための基礎資料として調査を行っていくということで、資料2-3に調査項目の一覧表が出ているのですけれども、この中で権利を育む環境づくりが現時点での推進計画の中でも掲げられていて、例えば、成果指標を見てみると、「子どもが、自然、社会、文化などの体験をしやすい環境であると思う人の割合」で、大人は下がっているのです。ですから、子どもの権利を推進していくための環境整備が具体的にどういうふうに展開されていくのかをもう少し掘り下げるような設問を調査の中に入れてみたらどうでしょうか。

例えば、先ほど私がご質問しました父親のパーセンテージが非常に低いですよ。熱心な父親がいることは間違いないと思いますが、時間的に相談できる余裕がない、あるいは、仕事で非常に多忙で子育てに手が回らないといった具体的な回答が得られていくと、よりわかるのではないかと思うわけです。恐らく、この辺の設問は「子どもが、自然、社会、文化を経験ししやすい環境であると思う人の割合」だけなので、これよりもっと具体的に子どもの権利を守られるような大人の状況を把握できる設問項目を入れたらどうだろうかというのは、私の意見としてお伝えしておきたいと思っています。

それから、二つ目は、今回の調査の新たな項目として地域における子どもの関わりが加わってきていることが資料2-3からわかるわけです。その中で、具体的な項目が資料2-4に出てきているのですが、これはもう決定されていることなのかどうか、お聞きしたいと思います。

例えば、「挨拶や声かけ」とありますが、最近では地域の中で挨拶や声かけをすると不審者と間違えられるようなこともあったりするものですから、例えば、この挨拶や声かけというのは、近所同士の挨拶や声かけがあるかどうかというふうには、具体的な設問項目をつくっていくことが必要ではないかと思います。

また、「子どもが参加するまちづくり」は、やはり子どもが参加しやすいまちづくりをどういうふうに整備していくかという形で、設問項目を載せていく必要があるのではないかと思います。

さらに、「子どもの考えや意見を活かしたような行事や活動」は、子どもの考えや意見

を活かせるような行事や活動をどういうふうにつくっていくかのほうが良いと思います。

それから、居場所とサロンはどう違うのかも非常に迷うし、よくわからない人がいると思います。本来、居場所というのは定義がありませんので、広域な概念になってきます。例えば、学校に行けないような子どもたちの居場所づくりなのか、あるいは、障がいを持っていても、持ってなくても集まることができるような居場所なのかを具体的に指標として示していく必要があるのではないかと思います。

「子育てサロン」は、親子が一緒に参加することができるという意味合いがあるのではないかと私は思っているので、そういうところも親子が参加できる地域型の子育てサロンがあるのかどうかというふうに具体的な設問項目をつけていくべきだと思います。

最後の「困難を抱える子どもへの気づきや声かけ、見守り」は、声かけよりも社会的配慮がどういうふうに行われているのかという質問項目にしたらどうかなと思ったので、意見として提案させていただきます。

以上です。

○事務局（辻岡子どもの権利推進課長） 今、J委員がおっしゃったいろいろなご意見がありますけれども、まさしくそういうことをこの委員会で議論していただきたいところでございます。

まず、こちらで提案させていただいている資料2-3の調査項目一覧は、あくまでもたたき台になります。ただ、その中で経年比較を見ていかなければいけない項目ということで、平成21年度と25年度に質問させていただいた項目については、引き続き取り上げていきつつ、前は質問しているけれども、今回は要らないものはかなりそぎ落としていますし、先ほどJ委員からご指摘いただいたように、新規で加えたものもあります。

新規で加えたものの表現、言い回し、言葉一つ一つについては、あくまでも原案でございます。例えば、子育てサロンというのは地域での子育ての取組ですが、ただサロンと言うと漠然としたものになってしまうので、J委員がご指摘のようによくわからないということになると思います。ですから、子育てサロンというのは、具体的にはこういうものだと注意書きを入れることも必要だと考えております。

それから、居場所については、児童会館であったり、最近では子ども食堂も居場所の一つと言われていまして、いろいろなものがありますので、具体的な事例をここに加えていてもいいのかもしれませんが、そういったものを皆さんで議論いただいて、つくり上げていただければと思います。

以上です。

○加藤委員長 この調査項目自体についても議題としているところですが、次回もまたこの議題を取り上げるものと理解しています。

○事務局（辻岡子どもの権利推進課長） 次回で、この内容を固めていきたいと考えております。

○加藤委員長 J委員から詳細な項目について、非常に具体的なご意見をいただきました。

本当にありがとうございます。

もちろん、このような具体的なご意見でも結構ですし、調査に関する基本的な点について、ご質問なりご意見があればぜひお出しいただきたいと思います。

J委員は、事前に詳細にご検討いただいたようですが、もしほかにもございましたらどうぞ。

○J委員 今日には地域の立場から参加しているものですから、どうしても地域というところに目が行って、そこを重点的に見せていただいたのです。

例えば、資料2-5には、子どもに対する質問ということで、「地域（近所）との関わり」という項目がありまして、複数回答もできるようになっていますが、類似した質問項目になっているところもあるのです。このままだと恐らくかなり丸がついていってしまう可能性がありますので、似たようなものは一緒にしたほうがよりわかりやすいのではないかと思います。例えば、ごみ拾いや除雪はボランティアに置きかえていく、家庭以外の場所に相談できるようなところがあるのかなど、そういうふうによりわかるように設問を設定していくとつけやすくなるのかなと思います。

○事務局（辻岡子どもの権利推進課長） より具体的な項目を明示していったほうがいいのかというご意見かと思いますが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○J委員 はい。

○加藤委員長 ご意見ありがとうございます。

ほかにどうぞ。

○A委員 調査の項目の回答の方法ですけれども、複数回答と三つまで選択というものがあります。その三つまで選択では順位をつけるのかどうか、複雑な解析になるかもしれないのですが、順位をつけた三つまでなのか、ただ単に複数回答の中の三つなのか、おわかりになりますか。

○事務局（辻岡子どもの権利推進課長） 順位はつけずに三つという数に限定する趣旨です。

○A委員 順位はつけないのですね。

○事務局（辻岡子どもの権利推進課長） クロス集計となってくるとかなり複雑化しますので、なかなか難しいかなと思っております。

○加藤委員長 これまでの調査との比較を行った上で分析する必要性もございますので、質問項目自体を大幅に変えることは現実的には無理かと思えます。

ご質問も含めて、ほかにご意見等はございませんでしょうか。

○K委員 資料2-1の調査方法の調査対象ですけれども、大人が無作為抽出で19歳以上5,000人ということですが、19歳以上という年齢層が広いので、それこそお子さんがいたり、いなかったりなど、いろいろとあると思うのです。その中での偏りを見られたりしないのですか。

○事務局（辻岡子どもの権利推進課長） 基本的にこのような調査の場合、無作為抽出と

いう形でやることが多いのです。それで、偏り等も含めて妥当な調査方法と位置づけられています。男女と年齢は抽出のときにばらけさせまして、男女の区分と年齢区分の中での無作為抽出になります。

○事務局（市川子どもの権利担当係長） 補足させていただきます。

まず、5,000人を選ぶ際に、できるだけ偏りが無いようにという考え方がありますので、大まかですけれども、大体何歳代の人ということで、偏りが無いように選びます。こういった郵送調査ですと30%ぐらいの回収率になりますので、その調査票の上で、それぞれの性別や年齢、お子さんがいるにしても何歳ぐらいのお子さんをお持ちなのか、あるいは、いないのか、そこら辺も回答をいただくので、最終的な分析の中ではそういった属性に応じた中で、できるだけきめ細かく傾向を把握していくことができるようにしたいと思っています。

ただ、余り細かく分かれ過ぎると、回収した調査票の中で、例えば、30代で高校生のお子さんがある人、さらに女性はどうかというふうに見ていくとなると、そもそもサンプル数が少なくなってしまいます。そういった意味では、どこまできめ細かく分析できるかというのは限界があるところです。

全体としては、できるだけ偏りが無い中で、それぞれの環境の中で暮らしている人がどういうふうに感じているのかを把握したいと思って実施するものです。

○K委員 その年齢層の中で意見の偏りは無いということで大丈夫ですか。偏りが無いようになさっているということですが、その中では意見の偏りは出てこないですか。

○事務局（市川子どもの権利担当係長） 非常に難しい部分ですが、もちろんそれぞれの方がいろいろと感じていらっしゃると思います。札幌市で言えば全部で190万人の方がいらっしゃって、無作為抽出でアンケートをとったときにどういった傾向の回答が多いのか、少数意見を尊重することももちろんありますけれども、市民の方々全体の意識としてどういった傾向の回答が多いのかということ把握していくことになります。多数決原理的なところは多少ありますけれども、そういった中で傾向を把握して、どういったことが必要なかを分析していきます。

もちろん、いろいろな意見の方がいらっしゃいまして、10人いれば10人違います。その10人の意見を全て聞くことができればいいのですけれども、現実的になかなかそうもいかないのです。ある設問に対して大体7人の方がこういうふう考えているとわかれば、残りの3人の方の意見も尊重はしますが、傾向としてはこういうことが求められているという統計的な調査として把握しまして、何が必要なかを検討していくことになります。

○K委員 ありがとうございます。

○加藤委員長 ほかにいかがでしょうか。

調査の方法について、細かい具体的な項目でもよろしいですし、何かご意見あるいはご質問でも結構ですので、お願いします。

○F委員 システム的なことになってしまうのですけれども、これは紙媒体ですよ。今

後こういうものをスマホやパソコンなどで答えられるようにしたらアンケートの精度が上がるのかなと思っているのですが、いかがでしょうか。

○事務局（辻岡子どもの権利推進課長） この時代ですから、やはりそういったデバイスを使った取組は今後必要になってくるかと思います。その辺については、調査研究させていただいて、できるかどうかも含めて検討させていただければと思います。

○加藤委員長 ほかにいかがでしょうか。

○A委員 すみません、もう一点お聞きします。

質問項目の7番で、「子どもに関して知っている・利用した相談先」ですが、ここに学校というのは入らないのですか。教育委員会とありますが、これはスクールカウンセラーですよ。教員というのではないのかなと思ったのです。

○事務局（辻岡子どもの権利推進課長） ここで言っている相談先は、相談を生業としているといいますか、相談機関を挙げています。

ただ、お子さんに聞く際に、「悩みごとの相談相手」として、父、母、友達のほかに学校の先生やスクールカウンセラーなどという項目がありますので、相談先としての学校という選択肢はあります。

○加藤委員長 ほかにいかがでしょうか。

○J委員 先ほどウェブのアンケート調査の件が出たのですけれども、私もウェブ調査をやったことがあります。ダブルカウント、つまり二重投稿されてしまうケースがあって信憑性がないので、パスワードでも発行して、それを入力してページに入り、一回回答したらもう回答できないというシステムをつくっていかないとなかなか難しいです。ただ、そういうシステムを構築するには膨大な経費がかかってくるので、これもまた札幌市が大変になってくるのではないかと思います。

もう一つは、どうしても紙媒体にこだわるのは、やはり金銭的に苦しくてスマートフォンを持っていない人は、私に関わっている地域の中にもかなりいます。携帯電話すらもない人がいます。そういう家庭の方も現実にはいますので、やはり紙媒体を全部なくしていくことは難しいかなと私は思っております。

それから、さっきA委員からご指摘がありましたが、私もどうして教師が入らないのかなと思うのです。もしその他という項目を入れることができるのであれば、設問の中に括弧して自由記述でその中に書き込めるようなその他という項目を入れていくことによって、その部分は解消されていくのではないかと思いますので、意見としてお伝えしておきます。

○事務局（辻岡子どもの権利推進課長） ご意見は承りました。

先ほども言ったように、ここの設問については、相談の専門機関という位置づけなので、その他としたときに学校ではなくてほかの機関が書かれてくる可能性もありますので、それについては検討させていただきたいと思います。

○加藤委員長 よろしくお願ひします。

ほかにかがででしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○加藤委員長 それでは、本日の議題についての意見交換はこれで終了してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○加藤委員長 それでは、全体を通して何かご発言はございませんか。

○B委員 今日、委員会に参加させていただいて、I委員の意見や、K委員の問題意識は大変素晴らしいと思って聞いていました。

特に、I委員の意見は本当に素晴らしいと思ったのですが、私も、行政にいた身なので、教育委員会としてなかなか難しいという立場もよくわかるのです。ただ、ほんの少しでも大人の甲斐性みたいなものを見せるのもこの委員会の大事なところかなと思いました。

それで、個人的な提案ですが、私は高校の先生の集まりに顔を出させていただくことがかなり多い立場で、その中には道立、市立、私立の先生がたくさんいらっしゃいます。ですから、I委員の許可をいただければ、こういう意見があったから今すぐこんなアクションをしてほしいという話ではないですけれども、こんな素晴らしい意見があったということと、先生たちはどう思いますかという投げかけを個人的な働きとしてさせていただこうかなと思いますが、いいですか。

○I委員 ぜひお願いします。

○B委員 それでは、議事録ができ上がったところに、そのグループに配布して、すばらしくないですかと話を投げかけようと思います。

ありがとうございます。

○加藤委員長 B委員、どうもありがとうございました。

C委員、何かご発言があればぜひお願いします。

○C委員 皆さん、熱心に読み込まれ、かつ、いろいろなご意見があり、高校生の皆さんも非常に積極的なご発言をされていて、私も圧倒されたところでございます。

今日のところは、中身について、特段ありませんが、私もまた勉強させていただきながら、次回以降は意見を申し上げられるようにしたいと思っております。

どうもありがとうございました。

○加藤委員長 D委員、どうですか。

○D委員 皆さん勉強されていてすごいなと思いました。いろいろな意見が出て、私もびっくりするばかりでした。また、勉強して、少しでも何か言えるようになればと思います。よろしくお願いします。

○加藤委員長 E委員、一言、お願いします。

○E委員 先ほどのお父様の件ですけれども、中学校でもいろいろな相談で保護者がお見えになります。やはり子どもとの距離感やお仕事の関係なのではないでしょうか、お母様が多いのは事実かなと思います。ただ、お父様は全く関心がないかということ、実はそういうこと

ではなくて、余り具体的な事案は言えませんけれども、いろいろな問題が関わってくる結構重たい事案になりますとお父様にも入っていただいて、直接お話をすることによって一気に解決に進む場面もございます。それは、別にお母様がどうのこうのということではございません。そういう意味では、お父様は全く関心がないということではないと思います。その中には社会的ないろいろな状況が反映されているのかなと思います。

ただ、具体的な数値があるわけではありませんので、あくまでも感想です。

それから、今、LGBTを含め、性的な部分が中学校段階でも出てきています。自分の性格や体のことという項目は前からあったのだと思いますけれども、その辺はどんな数字になるのかなと思います。

そうした意味で、分野を広く網羅してくださって、事務局の方も考えてくださっていると思います。もちろん、具体的な表記や文言で、例えば、小学生がフォーラムという言葉はわからないかと思います。全体的な流れの中で、札幌市の子どもたちの状況が見えてくるのは楽しい部分でもあります。

○加藤委員長 F委員、既にいろいろと貴重なご意見をいただいておりますが、さらに何かつけ加えることはございますか。

○F委員 先ほどのウェブ版ですけれども、いろいろなお便りも紙媒体が中心となっておりますし、やはり選べるようになったらもっといいのかなと思っております。

○加藤委員長 G委員、言いたいことがあるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○G委員 大丈夫です。

○加藤委員長 それでは、次回お願いいたします。

H委員、一言お願いします。

○H委員 今日はありがとうございました。

実は、17日から全国の児童養護施設の施設長会議がこの札幌の地で600余名集まって行われまして、スタッフの一員としてこの3日間奔走していたところでございます。

児童憲章の中に、「すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める」という一文があります。児童は、市や道とは余り思っていないというか、その境目は子どもにはわからないところなのではないかとI委員の話を聞いて思いました。

やはり、子どもの権利を守ろうということで、私たちはオレンジバッジをつけまして、全国の施設長たちと採択し、来年は徳島で施設長会議が行われるのですけれども、子どもの権利を守るというところでは境目を持ってはいけないのではないかとこの施設長会議でも強く感じたところでした。ぜひ北海道や札幌市という壁を越えて、子どもたちのために私たちが動いていけたらなと感じました。

ありがとうございます。

○加藤委員長 I委員、何かありませんか。

○I委員 本日はありがとうございました。

私の言った意見がB委員やH委員の目にとまって動き出しそうな感じがして、すごくうれしく思います。

それから、F委員が言っていたように、ネットにもデメリットがあるし、紙にもデメリットがあると思うので、例えば、高校生や学生も調査対象になっているので、そういう人たちにはスマホのほうがいいと思うし、高齢者や10歳から12歳のスマホを余り持っていない人たちには紙のほうがいいかなと思いました。両方ともいい面、悪い面があるので、そこをうまく活用していきながら、回答率が30%よりももっと上がるようにできたらいいなと思いました。

○加藤委員長 J委員、いろいろご意見をいただきまして、ありがとうございます。

最後に、一言、お願いします。

○J委員 アシストセンターなんかを見ると、やはり高校生の相談件数のウェイトが非常に高いですから、高校生ぐらいの年代のケアや支援をどういうふうにしていけばいいのかは、とても重要なところではないかと思っています。特に高校の場合は、私立の高校もいっぱいありまして、ここは教育委員会の管轄に入っていないところもありますので、そのあたりをどういうふう考えていくのか、今日は改めて認識させていただいたところでございます。

どうぞよろしくをお願いします。

○加藤委員長 K委員、お願いします。

○K委員 とても勉強になりました。ありがとうございます。

○加藤委員長 L委員、最後に一言、何かいただけますか。

○L委員 いろいろ勉強になったのですが、今、J委員が私立高校とおっしゃられたのですが、よく考えたら私立中学もあるなと思ったのです。教育委員会の区切りの問題があるので、私立の学校には渡らないのかなとふと思ったので、やはり垣根を超えてやっていただいたほうがよりよく子どもの人権が守られていくのではないかと思ったのです。

○事務局（辻岡子どもの権利推進課長） 小・中学生向けパンフレットは、私立の学校にも全て渡っております。

○加藤委員長 A委員、お願いします。

○A委員 今、議題に上がった調査について、非常に大事な調査だと思いますので、次回も含めてこの委員会にかかわって精度を上げていけるとすごくいいなと思っております。よろしくお願いたします。

○加藤委員長 辻副委員長、どうぞ。

○辻副委員長 全国の小学校の校長会で集まったりすると、人権教育という部会があって、その中で、各都道府県、各市の状況等のお話をいろいろと聞くことがあります。また、一方で、札幌市はこういうふうにありますよと発表する機会もあります。その中で、札幌市の取組については、大変高く評価されている部分もあります。ですから、それを考えると、今後一層、札幌市の人権教育、子どもの権利が守られるようにしていくために、こ

の会でいろいろ審議が進めばいいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

○加藤委員長 皆さん、今日は非常に活発な意見が出て非常に有意義な会議ができたと思います。どうもありがとうございました。

それでは、事務局から何か連絡事項等がございましたらお願いします。

○事務局（辻岡子どもの権利推進課長） 皆さん、本日は、貴重なご意見をいただきまして、本当にありがとうございました。

1回目にもかかわらず、これだけ熱い議論ができたことは、今後の委員会活動に関して非常に実り多いものになると期待しております。今後とも、本当によろしく願いいたします。

本日、ちゃんと説明できなかつた部分については申し訳ありませんが、今後、お示しできるようにしていきたいと思えます。

実態調査の項目等々について、まだお時間がありますので、ご意見がありましたら、直接こちらのほうにご連絡いただいてもいいですし、次回の場でいただいても結構でございます。

次回については、11月22日木曜日の17時から予定しております。改めてご案内を差し上げますけれども、予定の確保をお願いいたします。

次回の議題は、本日の意見を踏まえまして、実態・意識調査の調査票のデザイン等々も含めて、具体的な案をまとめ上げるという内容で進めたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

ありがとうございました。

9. 閉 会

○加藤委員長 それでは、これで本日の会議を終了とさせていただきたいと思えます。

どうもありがとうございました。

以 上